

令和8年度 川崎市チャレンジ店舗支援事業 公募要領

対 象 者	◆市内商業者又は市内に店舗を有する商業者グループ ◆市内に一般消費者向けの店舗を出店しようとする開業予定者又は商業者・商業者グループ※ ※ただし、市内既存店舗の市内移転は対象外（多店舗展開は対象）	
対 象 事 業	チャレンジ枠	出店枠
	◆新商品の開発 ◆新事業の展開 ◆デジタル化の推進	◆出店にかかる店舗の改装等 (商店街への加入が必須)
事業実施期間	交付決定後から令和9年3月19日までに事業及び全ての支払を完了すること	
補 助 率 ・ 補 助 上 限	チャレンジ枠	出店枠
	補助率：1／2以内 補助上限額：10万円 ※商店街加盟店舗の場合 20万円 ※加盟商店街が川崎市商店街連合会加盟の場合 30万円	補助率：1／2以内 補助上限額：30万円 ※加盟又は加盟予定の商店街が川崎市商店街連合会加盟の場合 50万円 ※川崎市特定創業支援等事業修了者で、かつ、有効な証明書を持っている場合 5万円加算
対 象 経 費	チャレンジ枠	出店枠
	・システム導入費 ・商品等開発費 ・委託費 ・その他事務費	・施設整備費 ・その他事務費（広報費のみ）
選 定 方 法	申請受付後、書面審査を行い採択事業者を決定	
申 請 手 続 き	オンライン申請または下段の担当まで郵送でお送りください。 申請書類・オンライン申請は、以下の URL 又は QR コードからアクセスできます https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000018526.html	
申 請 受 付 期 間	次のいずれかの受付期間中に申請してください。 第1回 令和8年4月16日～6月12日 第2回 令和8年7月1日～8月13日 第3回 令和8年9月1日～10月14日 郵送で提出する場合は各回最終日必着とします。 ※予算の上限に達した場合は、第2回以降の受付を開始しないことがあります。	

<問合せ・送付先>

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

川崎市 経済労働局 観光・地域活力推進部 商業者支援担当 宛

電 話：044-200-2330

メール：28syogyo@city.kawasaki.jp

(件名に「チャレンジ店舗支援事業」と入れてください。)

問合せ：8:30 から 17:00 まで（土曜・日曜・祝日を除く）



▲詳細はホームページを御確認ください

1 事業の目的

- (1) 意欲とアイデアのある市内商業者及び市内に店舗を有する商業者グループによる店舗事業を支援することで、個店の魅力を向上させ、市内商業の活性化を図ること。
- (2) 商業者、商業者グループ及び開業予定者による確実な出店を支援することで、市内商業エリアにおいて魅力的な店舗の集積を図ること。

2 補助対象者の条件

次の申請者区分のうち、いずれかに該当し、かつ次の【チェックリスト】の事項を全て満たす者であること。

申請者区分	定義
商業者	市内に店舗を有する中小企業商業者等(※1)及び市内に店舗を出店しようとする市外の中小企業商業者等
商業者グループ	商業者が原則3者以上集まり活動している、規約等で代表者を定めた任意団体
開業予定者	個人、法人、商業者グループいずれかの形態により、一般消費者向けに新たに事業を開始しようとする者

【チェックリスト】

- 市民税を滞納していないこと
- みなし大企業ではないこと(※2)
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと
- 法人の場合は、その代表者及び役員、商業者グループの場合は、その代表者のうちに暴力団員がいないこと
- 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用していないこと
- 自らの事業活動について暴力団又は暴力団員により支配を受けているものと認められないこと
- 前年度に本事業の補助金交付を受けていないこと
(出店枠の利用者が翌年度チャレンジ枠を申請する場合を除く)
- 商店街へ加盟している又は加盟を予定していること …出店枠のみ
- 市内の既存店舗の移転ではないこと …出店枠のみ
- 市内に店舗を構え、年間150日以上かつ1日あたり3時間以上営業を行うことが事業計画書等で確認できること …出店枠のみ

※1 中小企業商業者等…中小企業基本法(昭和38年法律第154号)のサービス業及び小売業に属する事業を主たる事業として営む会社及び個人を指します。

	小売業	サービス業
資本金	5,000万円以下	5,000万円以下
常時使用する従業員数	50人以下	100人以下

※2 みなし大企業…①発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業

②発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

3 補助対象事業

(1) - 1 新商品開発	(1) - 2 新事業展開	(1) - 3 デジタル化推進	(2) 出店にかかる店舗の 改装等
<p><活用例></p> <ul style="list-style-type: none"> 川崎市の市木「つばき」のオイルを使ったオリジナルシャンプーの開発など 	<p><活用例></p> <ul style="list-style-type: none"> 和菓子店の和菓子製作体験サービスの開始に伴い体験専用和菓子を開発 パン屋のカフェ事業の開始に伴いカフェメニューを開発など 	<p><活用例></p> <ul style="list-style-type: none"> キャッシュレス決済端末の導入 予約管理・顧客管理を一元的に行うシステムの構築・導入など 	<p><活用例></p> <ul style="list-style-type: none"> 居抜き店舗契約後の改装工事費 什器・備品等購入費 開店チラシ作成費など

注1：補助事業の対象となる店舗が次のいずれかに該当する場合は、その他の条件を満たしていても補助対象外とします。

(ア) チェーン店又はフランチャイズ店(※3)

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はこれに類する風俗営業等を行っている場合

注2：本市の他の補助等を受ける事業は対象外です。

注3：国・県等の補助との併用は可能ですが、補助金額は国・県等の補助金額を控除した額に対して1/2以内の額となります。

※3チェーン店…本事業では、単一資本が自ら設置した店舗を11店舗以上直営しているサービス・小売業及び飲食業とします。

フランチャイズ店…本事業では、定型的な約款による契約に基づき継続的に商品を販売し、又は販売をあっせんし、かつ、経営に関する指導を受けている店舗とします。

4 対象期間

交付決定後から令和9年3月19日（金）の間で申請者が設定する事業実施期間

※当該期間内に準備、事業実施及び支払いまでが完了する必要があります。

5 補助率・補助上限額等

補助率	1 / 2 以内	
補助上限額	<p><u>チャレンジ枠：10万円</u></p> <p>※商店街加盟店舗の場合 20万円</p> <p>※加盟商店街が川崎市商店街連合会加盟の場合 30万円</p>	<p><u>出店枠：30万円</u></p> <p>※加盟又は加盟予定の商店街が川崎市商店街連合会加盟の場合 50万円</p> <p>※川崎市特定創業支援等事業修了者で、かつ、有効な証明書を持っている場合 5万円加算</p>

6 補助対象経費

次の表に掲げる経費を対象とします。

※交付決定後に申請時に記載のない経費区分の経費が生じる場合は事前に変更申請が必要です。

※実績報告時には領収証の写しや購入品の数量等のわかる領収書・納品書の提出が必要になります。

	経費区分	内 容
(1)	システム導入費 【チャレンジ枠のみ】	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化推進のためのシステム・機器等導入費、設置・設定費用 ※ソフトウェア使用权を購入する場合、補助対象期間に相当する補助対象経費を按分して算出します。 【例】 新たな販路開拓のためのECサイト構築費、顧客管理や情報発信のためのアプリ開発費 【対象外】 ・既に導入されているシステム・機器の保守点検や交換にかかる費用など ・パソコン・タブレット端末・WEBカメラ・ウェアラブル端末・その他汎用性が高く目的外使用になりえるもの
(2)	商品等開発費 【チャレンジ枠のみ】	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料費(試作のための原材料購入費) ※ 試作等に使用する数量のみを対象とし、補助事業期間内に使い切ることを原則とします。 ・消耗品費(消耗品の購入に要する経費) ・試験販売に係る経費(試験販売を行うために要する出店費用) ・研修費(新サービス構築等のために社員が受ける研修等に係る経費)
(3)	委託費 【チャレンジ枠のみ】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託するために支払われる経費 【例】 試作品の製造・作製に関する委託料 ※HPやECサイト等の構築に係る委託費は「(1)システム導入費」に記載してください。
(4)	施設整備費 (自動車等車両・船舶・動植物を除く) 【出店枠のみ】	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗改装工事費 【対象外】 補助事業に関係しない既存設備の改修など ・備品購入費 【対象外】 自転車・事務用プリンター・複合機・カメラ・電話機・テレビ・ラジオ・その他汎用性が高く目的外使用になりえるもの
(5)	その他事務費 ※出店枠の場合は 広報費のみ対象	<ul style="list-style-type: none"> ・広報費(チラシ・リーフレット等作成費、看板製作費等、事業の広報に要する経費) 【対象外】 補助事業に関係のない個店のPRや既存商品・サービスの営業活動に活用されるものなど ・会議費(会議室使用料、資料作成費、印刷費) ・雑役務費(アルバイト代に要する経費) ※補助対象限度額は、川崎市会計年度任用職員(事務補助)の時給(1日8時間が上限) ・報償費(専門家等謝金)

7 補助対象外経費

上記の補助対象経費に記載があっても、次に該当する経費は補助対象外となります。

- ア 交付決定日以前に発生した経費、交付決定日以前に行われた発注・契約に係る経費
- イ 販売を目的とする経費(原材料費や製造委託費など)
- ウ 各種許認可申請に要する費用、寄付金・負担金、印紙、振込手数料(取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は除く)
- エ 経費支出の証拠書類を準備できないもの
- オ 補助金の申請書類や実績報告書の作成又は送付等に係る経費
- カ 申請時に提出した収支予算書に記載のない経費
- キ 事業実施期間を超えて経費の支払いを完了するもの(クレジットカードによる支払いの場合は引落日を支払い完了日とします。)
- ク 雑費などの間接経費(発注、購入又はリースした物品の送料を除く)
- ケ 申請者の関連会社(資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の3親等以内が経営する会社等)、又は代表者の親族を支払先とする経費
- コ 公的資金の使途として、社会通念上不適切と認められる経費

8 審査方法

各募集期間の受付終了後、提出された申請書類の内容からそれぞれ審査項目を基準に審査し、採択事業者を決定します。

(1) チャレンジ枠

審査項目	評価の視点	配点 (50点満点)
課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の課題やニーズを捉えているか ・周辺の競合環境を分析したうえで商圈の範囲、ターゲット層を明確かつ適切に設定しているか 	5
チャレンジ精神	<ul style="list-style-type: none"> ・自社にとって新たな取組か ・取組事業でないと達成できない目標か 	15
実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標と事業内容や計画に矛盾がないか ・費用は期待する収益に見合うものか ・目標に対するアクションは具体的か 	15
継続性・発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・支援終了後も継続性や効果が期待できる事業か ・更なる発展が期待できる事業か 	10
地域連動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のファン拡大につながるストーリー性や話題性のある取組になるか ・にぎわいを作る魅力ある個店になるか 	5

【採択条件】

- ・審査員による採点の平均 35 点(50 点満点)を採択基準とし、下回る場合は不採択となります。
- ・採択基準を超える補助金の申請総額が予算を超える場合、得点の上位者から順に採択を決定します。

(2) 出店枠

審査項目	評価の視点	配点 (40点満点)
経営姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・創業目的や経営理念・ビジョンが明確か ・実施する事業は地域課題又は社会的課題を解決するものか 	10
実現可能性 ・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に当たり、申請者又は社員に必要な経験や資格、知識があるか ・安定的な収益が見込まれるビジネスモデルか ・事業における課題と対応方法が検討されているか 	15
商店街との 連携可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・加盟する商店街の活動に参加意欲があるか ・加盟する商店街との連携等を想定しているか 	10
将来性	<ul style="list-style-type: none"> ・商品、サービスやその提供方法に独自性、新規性、競争優位性はあるか ・事業拡大を見込んでおり、その道筋が描けているか 	5

【採択条件】

- ・審査員による採点の平均 28 点(40 点満点)を採択基準とし、下回る場合は不採択となります。
- ・採択基準を超える補助金の申請総額が予算を超える場合、得点の上位者から順に採択を決定します。

9 申請書類

募集期間中に次の【申請に必要な書類】を全て揃えてオンライン申請または郵送にて観光・地域活力推進部 商業者支援担当までお申込みください。申請手続きについては、市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000018526.html>

【申請に必要な書類】

- 1 交付申請書（様式第1）
- 2 事業計画書（様式第1-2）【チャレンジ枠のみ】
- 3 改装等計画書（様式第1-3）【出店枠のみ】
- 4 経費内訳書（様式第1-4）
- 5 暴力団排除に係る誓約書
- 6 直近年度の住民税納税証明書又は非課税証明書

いずれも川崎市ホームページからダウンロードすることができます。

※法人の場合は、法人市民税納税証明書をご提出ください

- 7 構成員名簿及び代表者を定めた規約等【商業者グループの場合】
- 8 発行から3か月以内の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）【法人の場合】
- 9 開業届又はそれに類するもの【個人の場合】
- 10 賃貸借契約書又は土地建物の全部事項証明書【出店枠のみ】
- 11 見積書その他の補助対象経費の内訳がわかる書類【出店枠のみ】
- 12 パンフレットやHPの写しなど商店の概要が分かるもの【チャレンジ枠のみ】
- 13 内容や外装など現状が確認できる写真【出店枠のみ】
- 14 商店街加盟が分かるもの（会費の領収書や役員名簿等）【商店街加盟店のみ】

※出店枠でお申込みいただく場合は、交付申請時にご提出が難しい場合でも事業の採択を受け、実績報告書を提出する際には必ずご提出いただく必要があります

- 15 川崎市認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明【出店枠・該当する場合のみ】

※上記以外にも市長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

※提出された申請書は返却しません。電話・メール等で内容を確認する場合がありますので、必ず申請書の控えを保管しておいてください。

10 募集期間

次の募集期間中に申請してください。郵送の場合は、各回の最終日必着とします。

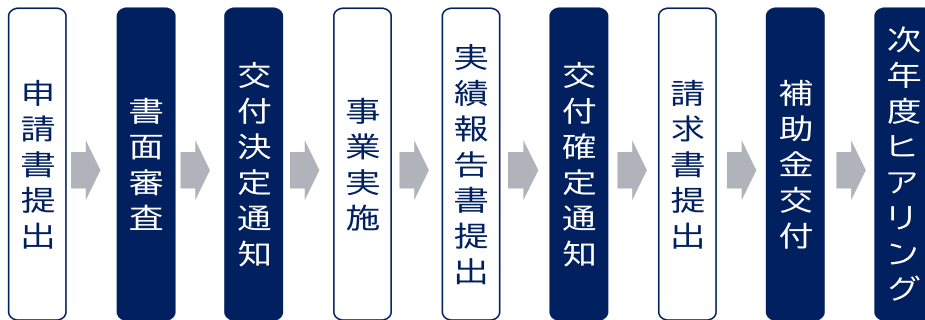
- 第1回 令和8年4月16日(木)～6月12日(金)
- 第2回 令和8年7月1日(水)～8月13日(木)
- 第3回 令和8年9月1日(火)～10月14日(水)

※いずれかの募集期間の申請で採択された場合、他の期間中に新たに申請することはできません。

※第2回以降は予算の上限に達した場合は、募集しないことがあります。募集実施の有無については川崎市ホームページを御確認ください。

11 事業の流れ

白枠が申請者の手続きです。



各回の募集期間と交付決定の通知時期を御確認ください

事業終了後
30日以内
又は3/31まで

※申請書提出前に書類の書き方について市へ相談することができます。

※事業計画書については、川崎市産業振興財団の専門家からアドバイスを受けるための案内も可能です。この場合、申請書提出の締切までに2週間程度余裕をもってお問合せください。

※補助事業については、市が状況に応じて完成した新商品や新事業、新規出店の広報等を行います。

12 交付決定

募集期間終了後、申請書類に基づいた書面審査を行い、事業の採択可否を決定します。

決定後、申請者には結果に関する通知をお送りします。通知の発送時期は以下のとおりです。

第1回募集期間の審査結果通知 令和8年6月下旬～7月上旬

第2回募集期間の審査結果通知 令和8年8月下旬～9月上旬

第3回募集期間の審査結果通知 令和8年10月下旬～11月上旬

※上記日程は予定のため、前後することがあります。

13 実績報告書の提出について

事業実施期間終了後30日以内又は令和9年3月31日（水）のいずれか早い日までに、次の書類を全て揃えて提出してください。なお、提出が遅れた場合は補助金をお支払いできない可能性があります。

【報告に必要な書類】

- | | |
|--|-----------------------------------|
| 1 実績報告書（様式第6） | } いずれも川崎市ホームページからダウンロードすることができます。 |
| 2 補助事業実績書（様式第6-2） | |
| 3 経費明細書（様式第6-3） | |
| 4 補助対象経費に係る支出の確認ができる書類の写し | |
| 5 事業の成果を証するもの【チャレンジ枠のみ】 | |
| 6 事業実施に必要となる官公署等が発行する許可証、認可証、登録証等の写し【出店枠のみ】 | |
| 7 工事施工後の現場写真や購入備品、作成した広報物等の写真 …出店枠のみ | |
| 8 法人にあっては、発行から3か月以内の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、個人にあっては、開業届の写し（いずれの場合も補助対象期間中に登記又は開業した場合に限る。）【交付申請時未提出・出店枠のみ】 | |
| 9 商店街加盟が分かるもの（会費の領収書や役員名簿等）【交付申請時未提出・出店枠のみ】 | |
| 10 その他の補助金の金額等が分かる書類の写し | |

※上記以外にも市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

14 注意事項

(1) 申請内容の変更・中止等

申請内容等の変更や中止をするときは、市長の承認が必要となりますので、速やかに届出（変更の場合は様式第3及び様式第3-2、中止の場合は様式第4）を行ってください。

ア 事業内容の変更が認められるには、次の全てに該当する必要があります。

(ア) 変更しようとする事業の実施前までに当該変更を行う場合

(イ) 申請者の責によらない場合又は当該変更が合理的と認められる場合

イ 補助対象経費の金額が変更となるときは、変更後の補助金の交付決定の金額は変更前の交付決定の金額を上限とし、変更に応じた減額のみを行い、増額しません。

ウ 変更内容が次の場合は軽微な変更とし、変更申請書の提出は必要ありません。ただし、補助対象経費が増額となる場合でも、補助金の交付決定の金額を上限とし、増額しません。

(ア) 事業計画書に記載した内容に変更を及ぼさない範囲であること

(イ) 事業実施期間を短縮する場合

(ウ) 補助対象経費を減額する場合

(エ) 同一の経費区分において経費の配分を変更する場合

(オ) 経費区分間で経費の配分を変更する場合であって、変更を要する金額が補助対象経費合計額の3割以内となる場合

(カ) 補助対象経費を増額する場合であって、増額が補助対象経費の各経費区分の3割以内となる場合

(2) 交付決定の取消し等

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

ア 申請の取下げに対する承認を行ったとき

イ 補助金の交付を行う日までに補助金の交付を受けようとする者の要件を満たさなくなったとき

ウ 虚偽の申請、報告その他補助金の交付等に関して不正の行為等があったとき

エ 実績報告書類を適正に提出しなかった等、補助金を交付することが適当でないとして認められる事由が発生したとき

オ 市長が交付決定を取り消すことが適当であると認めるとき

(3) その他

ア 補助事業終了後、当該事業の成果を確認するためのヒアリングへ協力をお願いします。

イ 本補助金の交付は、予算の範囲内において行うものとします。

ウ 本事業の補助申請、交付決定、変更及び中止の申請並びに決定、実績報告及び交付確定に関する書類等については、公表の対象となる場合があります。

エ 申請書類や領収書等の関係書類は、5年間保存しなければなりません。

【お問合せ・お申込み先】

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

川崎市 経済労働局 観光・地域活力推進部 事業者支援担当

電話:044-200-2330

メール:28syogyo@city.kawasaki.jp (件名に「チャレンジ店舗支援事業」と入れてください。)

お問合せ:8:30 から 17:00 まで(土曜・日曜・祝日を除く)

【市HP(補助金ページ)】

URL:<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000018526.html>

